

「上三川町空家等対策計画」 を策定しました

町では、空家等の対策に関して必要な事項を定める「上三川町空家等対策計画」を策定しました。

近年、管理の行き届いていない空家が増加しています。そのような空家は近隣の生活環境に悪影響を及ぼしているものと考えられます。本計画では、空家等の適切な管理や利活用の促進等のさまざまな施策を総合的かつ計画的に実施し、生活環境の保全と安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を目指します。

●計画の基本理念

- ① 適切な管理が行われていない空家等に対して必要な措置を講じ、住民の安全・安心な生活環境を確保します。
 - ② 空家等を地域の資源ととらえ、空家等を活用したまちづくりを推進します。
 - ③ 町、地域、空家等所有者等が相互に連携し、空家等の発生の抑制を図ります。
- 計画の詳細については町ホームページに掲載しています。
- ▼問い合わせ先＝

☎(56)9145

建築課 住宅係



「上三川町空家バンク」 を開設しました

町では、町内における空家等を有効活用することにより、高齢者や子育て世代への住替え支援及び移住定住の促進による地域の活性化を図るために「上三川町空家バンク」を開設しました。ぜひご利用ください。

●空家バンクとは

町内にある利活用可能な空家のうち、所有者が売却・賃貸を希望する物件を登録できる制度です。登録された物件の情報は、町ホームページなどで、移住・定住を希望する人などに広く提供されます。

●空家を所有している方

所有している空家の登録を希望する場合は町建築課までお問い合わせください。

●空家を買いたい(借りたい)方

事前に利用者登録が必要です。町建築課までお問い合わせください。
その他の詳細については町ホームページに掲載のほか、町建築課にて随時お問い合わせを受け付けております。

▼問い合わせ先＝

☎(56)9145

建築課 住宅係

優良運転者上申について

▼表彰基準＝

上三川町民であり、常に交通法令を守り安全運転に心がけ、他の運転者の模範と認められる方。

『栃木県警察本部長・栃木県交通安全協会会長表彰』

・40年表彰 昭和54年3月31日以前に免許を取得された方

・30年表彰 昭和63年4月1日から平成元年3月31日までの間に免許を取得された方

・20年表彰 平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間に免許を取得された方

『下野警察署長・下野地区交通安全協会会長表彰』

・15年表彰 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に免許を取得された方

・10年表彰 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に免許を取得された方

・5年表彰 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に免許を取得された方

▼不適格者＝

①過去5年以内に交通法令に違反した方(3点以下の違反は除く)

②過去に緑十字銅賞などの上位表彰を受けた方

③その他表彰基準の欠格事項に該当する方

▼お申し込み方法＝

運転免許証・上申経費(6300円)・印鑑をご持参の上、4月19日(金)までにお申し込みください。受付窓口は役場1階の地域生活課となります。

※昨年度とは受付窓口が異なりますのでご注意ください。

なお、上申経費(6300円)は審査手数料(無事故無違反証明書代)となり、お返しすることができませんのでご注意ください。

▼問い合わせ先＝

☎(56)9129

地域生活課 生活係

☎(56)9129

地域生活課 生活係



☎ 56 9145

建築課 住宅係

▼問い合わせ先

お知らせします。

ご理解を賜います。

その結果、ご意見等は

町民の皆様からのご意見を

募集しました。

町民の皆様からのご意見を

募集しました。

町民の皆様からのご意見を

募集しました。

町民の皆様からのご意見を

募集しました。

町民の皆様からのご意見を

募集しました。

町民の皆様からのご意見を

募集しました。

町民の皆様からのご意見を

募集しました。

町民の皆様からのご意見を

募集しました。

町民の皆様からのご意見を

募集しました。

パブリックコメントの実施結果について

○「上三川町空家等対策計画(案)」

▼意見募集期間 平成31年2月4日(月)～平成31年3月5日(火)

町では、空家等の適切な管理や利活用の促進等のさまざまな施策を総合的かつ計画的に実施するために「上三川町空家等対策計画(案)」を公表し、町民の皆様からのご意見を募集しました。

上三川町定住促進住宅取得支援金のご案内

上三川町内への定住促進を図るため、住宅を取得した方に対して支援金を交付する制度を創設しました。

▶交付対象者＝

以下の要件をすべて満たす方が対象です。

(1) しらさぎ地区及び石橋駅東地区(※)に住宅を新築、建売住宅を購入、または、町内全域の中古住宅を取得した所有者であること。

(2) 世帯全員に町税等の滞納がないこと。

(3) 住宅の所有権の取得又は工事引渡しを完了し、固定資産税等が平成31年度以降に新規課税されること。

(4) 当該住宅が公共工事等に伴う移転補償で住宅を建設する者でないこと。

(5) 夫婦どちらかが40歳未満である者

(6) 5年以上継続居住を誓約できる者

(7) 自治会に加入すること。

(8) この要綱による支援を受けたことがない者

※しらさぎ地区：しらさぎ一丁目、しらさぎ二丁目、しらさぎ三丁目

石橋駅東地区：天神町

▶交付期間＝

新築住宅及び中古住宅の取得に係る固定資産税等が課税された初年度から3年間

▶交付金額＝

下記のいずれか低い方になります。

・固定資産税等の3年分に相当する額

・下記の表で算出された額

※いずれも一会計年度の限度額10万円となります。

基本額	新築住宅	200,000円
	中古住宅	100,000円
加算額	家族に18歳未満がいる。1人あたり	50,000円
	町内業者が施行して建築	50,000円
	夫婦どちらかが町内に就業・起業している	50,000円
	3世代以上同居	50,000円

その他の詳細、申請様式等については町ホームページに掲載のほか、町建築課にて随時お問い合わせを受け付けております。

▶問い合わせ先＝建築課 住宅係

☎ 56 9145

危険なブロック塀の撤去を！

町では、地震等によるブロック塀等の倒壊、転倒等を防止し、災害時の避難路の確保および町民の安全を確保するため、対象地域(※)に建つブロック塀等の撤去等を行う所有者等に対し、平成31年4月より補助金を交付する制度を創設しました。

※対象地域については、住宅密集地、指定避難所周辺等を設定しています。詳しくは町ホームページもしくは建築課までご確認ください。

●上三川町ブロック塀等撤去費補助金

補助金額	撤去工事費または9,000円/メートルのいずれか少ない額の2分の1(1,000円未満切り捨て)1敷地につき限度額10万円
補助対象のブロック塀等	一般通行の用に供する道路等に面し、道路面からの高さが80センチメートルを超えるもの
補助対象者	ブロック塀等の所有者または当該所有者の2親等以内の親族

その他の詳細、申請様式等については町ホームページに掲載のほか、町建築課にて随時お問い合わせを受け付けております。

▶問い合わせ先＝建築課 住宅係 ☎ 56 9145